

令和元年度大阪府・京都府外部評価調査員養成研修 実施要領

1. 目的

厚生労働省令老健局計画課長通知（老計発第1017001号、平成18年10月17日）「「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施について」に基づき、認知症対応型共同生活介護事業所が提供に関するサービスの外部評価を実施するにあたり、必要な知識及び技術を習得するとともに、評価の信頼性を確保するために、評価の視点や基準を共有することを目的とする。

2. 実施主体

主 催：大阪府・京都府

研修実施機関：特定非営利活動法人地域生活サポートセンター（大阪府研修指定機関）

3. 研修日時

令和元年9月30日（月）から10月31日（木）まで

【第1日目】令和元年9月30日（月）10時～17時 講義・演習

【第2日目】令和元年10月1日（火）10時～17時 講義・演習

【第3日目】令和元年10月4日（金）～10月28日（月）のうち1日 実習

【第4日目】令和元年10月31日（木）10時～17時 講義・演習

4. 研修課程

外部評価 評価調査員養成研修プログラムの通り

5. 会 場

【第1日目】エル・おおさか（大阪府立労働センター）南館7階 南72

【第2日目】エル・おおさか（大阪府立労働センター）本館5階 研修室2

【第4日目】エル・おおさか（大阪府立労働センター）南館7階 南72

※別紙参照

6. 講 師

田中 智子 氏（愛知県選定評価機関：株式会社中部評価センター）

7. 受講手続き

1) 受講定員

15人～30人程度

※受講者15人未満の場合は450,000円を受講者数で按分した金額を受講料とする

2) 受講資格

①評価機関に属する者(予定を含む)であって、今後評価調査員として従事しようとする者

②小規模多機能型居宅介護およびグループホームのサービスの質の確保と向上について熱意と関心を有していること

③評価調査員として実際に訪問調査に行くことが可能な回数が年間4回以上であること

④福祉又は医療の分野における介護の実務経験又は評価の経験が2年以上ある者

⑤次のa～bのいずれにも該当しない者

a. 現に小規模多機能型居宅介護事業所またはグループホーム事業所を運営しているもの

b. 現に小規模多機能型居宅介護事業所またはグループホーム事業所に勤務しているもの

c. 小規模多機能型居宅介護事業者またはグループホーム事業者により組織されている団体の役職員

⑥その他、次のa～bの条件を原則とする

a. 書類作成のための基本的なパソコン操作ができること（エクセル入力等）

- b. 電子メールでの書類送付や業務連絡等ができること
- 3) 受講の手続き
評価機関は、【受講申込者名簿】を作成し、申込期日迄にサポートセンターへメールにて提出をお願いします。
申込期限：令和元年9月2日（月）必着

8. 実習関係

- 1) 実習依頼等
 - ①指定研修機関は、評価機関を通じて、実習先と日程等の調整を行い、各事業所の管理者あてに実習依頼を行います。
 - ②実習者アンケート回収は、【評価調査員養成研修実習について】に基づき各評価機関で行っていただきます。（様式等はサポートセンターが提供）。
アンケートは実習終了後に回収し、PDFファイルまたはFAXにてサポートセンターへ送信してください。
※受講希望者が一人の場合は、所属する評価機関の事務局担当者が付き添い、実習を行います。原則として、他の評価機関が選定した実習先への合流は認められません。
- 2) 実習謝金
実習費謝金は5,000円／人とし、実習当日に受講者が事業所に持参して直接お支払いください。

9. 研修費用及び支払い方法等

- 1) 研修費用
受講料： 33,300円
（座学受講料30,000円、研修資料代（テキスト・ガイドブック・ワークシート）3,300円）
※受講費に実習費は含まれません。
※教材（研修テキスト、ガイドブック）のみの販売可能です。別途お問い合わせ下さい。
- 2) 支払方法
研修終了後、サポートセンターが請求書を発行し、各評価機関にお支払いいただきます。銀行の振込書の控えをもって領収証にかえさせていただきます。改めて領収証の発行は致しませんので、ご了承ください。振込み手数料は各評価機関にてご負担願います。
- 3) キャンセルについて
原則として、受講申し込み後のキャンセルは出来かねますので予めご了承ください。また、研修開始後の受講者の途中リタイヤ、連絡無しの当日キャンセルについては原則、受講料、実習先事業所謝金の満額を申し受けるものとします。

10. 修了について

- 1) 修了確認
 - ①原則として、研修の全日程の修了及び出席状況やレポート、試験の結果により修了評価を行い、研修修了の決定を行います。なお、遅刻・早退・提出課題に不正が認められた場合、修了が認められないことがありますのでご注意ください。
 - ②サポートセンターは、研修終了後1ヶ月以内に受講者の提出書類等により、修了確認を行います。
- 2) 修了認定、修了証書の発行
サポートセンターは、前項をもとに修了認定を行い、研修修了者に対して『修了証書』を交付し、評価機関を通じて送付いたします。修了不可者については、その理由を付して評価機関に通知いたします。

11. 都道府県への報告

サポートセンターは研修終了後、都道府県に対して、受講者の修了認定結果及び研修業務の終了報告を行います。

12. 守秘義務

受講者名簿や個人の情報に関わる資料等について、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱います。

13. その他

- (1) 評価機関は、受講希望者が受講要件を満たしていることを必ず確認ください。
- (2) 修了証書は、原則として一ヶ月以内を目途に発行します。
- (3) 昼食の用意はありません。
- (4) 受講者個人の質問等は評価機関を通じてサポートセンターへお問合せください。
- (5) 研修会場周辺の駐車場は混雑が予想されます。やむを得ない場合を除き、なるべく公共交通機関をご利用ください。

以上

エル・おおさか（大阪府立労働センター）

（住所：大阪府大阪市中央区北浜東3-14 電話：06-6942-0001）

【会場案内図】



※地図上の矢印は、エル・おおさか周辺からのご案内です

- ・京阪・大阪メトロ谷町線「天満橋駅」より西へ300m
- ・京阪・大阪メトロ堺筋線「北浜駅」より東へ500m
- ・大阪メトロ御堂筋線「淀屋橋駅」より東へ1,200m
- ・JR東西線「大阪天満宮駅」より南へ850m
- ・車でお越しの場合は、阪神高速東大阪線、法円坂出口を左折して直進、京阪東口交差点左折、西へ信号5つ目

申込先・問合せ先

特定非営利活動法人 地域生活サポートセンター 事務局(研修担当：平林)

〒171-0022 東京都豊島区南池袋 2-9-8 エクセレンス池袋 203号室

電話：03-3986-8176

メール：cs-sc@mx3.alpha-web.ne.jp

対応時間：月曜日～金曜日(祝祭日は除く) 10:00～12:00 及び 13:00～18:00